

平成24年度 最終処分場の維持管理状況

施設名 長坂最終処分場

埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
種類	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
数量(Kg)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

※当処分場は埋め立てを終了しております。

点検に関する事項

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
点検日	4月27日	5月31日	6月29日	7月31日	8月31日	9月29日	10月31日	11月30日	12月28日	1月31日	2月28日	
擁壁等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
遮水工	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
調整池	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
浸出水処理設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
集排水設備凍結防止	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

※遮水工は目視による点検が不可能なため目視点検は行っておりません。

※調整池は設置しておりません。

※集排水設備凍結防止工のための設備は設置しておりません。

措置に関する事項

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
措置日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
内容	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

残余量に関する事項

測定日	—
残余容量 (m3)	—

※当処分場は埋め立てを終了しております。

ダイオキシン類測定結果

	単位	基準値	測定値	採水日	備考
処分場周縁上部地下水	pg-TEQ/L	1以下 ※1	0.063	平成24年11月7日	ダイオキシン類の調査は毎年11月に実施
処分場周縁下部地下水	pg-TEQ/L	1以下 ※1	0.098	平成24年11月7日	
放流水	pg-TEQ/L	10 ※2	0.00036	平成24年11月7日	

※1 平成11年12月27日、環境省告示 0068 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく地下水の基準

※2 平成11年12月27日、環境省告示 0068 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく浸出水処理設備放流水の基準

平成25年 2月

周縁地下水の水質検査結果

施設名		長坂最終処分場				
採取場所		処分場周縁上流域及び下流域				
測定項目	単位	基準値※1	定量下限値	下部地下水	上部地下水	採水日
電気伝導率	m S / L	—	0.1	280	32	平成25年2月8日
塩化物イオン	m g / L	—	0.1	420	14	
アルキル水銀化合物	m g / L	検出されないこと	0.0005	定量下限値未満	定量下限値未満	平成24年11月8日 (毎年11月に調査を実施)
総水銀	m g / L	0.0005以下	0.00005	定量下限値未満	定量下限値未満	
カドミウム	m g / L	0.01以下	0.0003	定量下限値未満	定量下限値未満	
鉛	m g / L	0.01以下	0.001	0.002	定量下限値未満	
六価クロム	m g / L	0.05以下	0.005	定量下限値未満	定量下限値未満	
砒素	m g / L	0.01以下	0.001	定量下限値未満	定量下限値未満	
全シアン	m g / L	検出されないこと	0.1	定量下限値未満	定量下限値未満	
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	m g / L	検出されないこと	0.0005	定量下限値未満	定量下限値未満	
トリクロエチレン	m g / L	0.03以下	0.003	定量下限値未満	定量下限値未満	
テトラクロエチレン	m g / L	0.01以下	0.001	定量下限値未満	定量下限値未満	
ジクロロタン	m g / L	0.02以下	0.002	定量下限値未満	定量下限値未満	
四塩化炭素	m g / L	0.002以下	0.0002	定量下限値未満	定量下限値未満	
1,2-ジクロロタン	m g / L	0.004以下	0.0004	定量下限値未満	定量下限値未満	
1,1-ジクロロエチレン	m g / L	0.02以下	0.002	定量下限値未満	定量下限値未満	
シス-1,2-ジクロロエチレン	m g / L	0.04以下	0.004	定量下限値未満	定量下限値未満	
1,1,1-トリクロロタン	m g / L	1以下	0.003	定量下限値未満	定量下限値未満	
1,1,2-トリクロロタン	m g / L	0.006以下	0.0006	定量下限値未満	定量下限値未満	
1,3-ジクロロプロパン	m g / L	0.002以下	0.0002	定量下限値未満	定量下限値未満	
チウラム	m g / L	0.006以下	0.0006	定量下限値未満	定量下限値未満	
シマジン	m g / L	0.003以下	0.0003	定量下限値未満	定量下限値未満	
チオベンカルブ	m g / L	0.02以下	0.002	定量下限値未満	定量下限値未満	
ベンゼン	m g / L	0.01以下	0.001	定量下限値未満	定量下限値未満	
セレン	m g / L	0.01以下	0.001	定量下限値未満	定量下限値未満	

※ 11月から分析機関が変更になりましたので、「定量下限値」が変更になります。

※ 「定量下限値未満」とは、分析方法による検出限界を表す。

※1 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 別表第2

平成25年 2月

浸出水処理設備放流水の水質検査結果

施 設 名：長坂埋立地浄化センター					
採 取 場 所：放流口					
測定項目	単位	排水基準 ※1	定量下限値	測定値	採水日
水素イオン濃度	—	5.8～8.6	—	7.7	平成25年 2月7日
生物化学的酸素要求量	mg/L	60	0.6	定量下限値未満	
化学的酸素要求量	mg/L	—	0.5	3.3	
浮遊物質量	mg/L	60	10	定量下限値未満	
カドミウム	mg/L	0.1	0.001	定量下限値未満	平成24年 11月7日 (毎年11月に調査を 実施)
全シアン	mg/L	1	0.05	定量下限値未満	
有機燐化合物	mg/L	1	0.0005	定量下限値未満	
鉛	mg/L	0.1	0.001	定量下限値未満	
六価クロム	mg/L	0.5	0.02	定量下限値未満	
砒素	mg/L	0.1	0.002	定量下限値未満	
総水銀	mg/L	0.005	0.0005	定量下限値未満	
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	0.0005	定量下限値未満	
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	0.003	0.0005	定量下限値未満	
トリクロエチレン	mg/L	0.3	0.002	定量下限値未満	
テトラクロエチレン	mg/L	0.1	0.002	定量下限値未満	
ジクロロメタン	mg/L	0.2	0.002	定量下限値未満	
四塩化炭素	mg/L	0.02	0.002	定量下限値未満	
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	0.002	定量下限値未満	
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.2	0.002	定量下限値未満	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	0.002	定量下限値未満	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3	0.002	定量下限値未満	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	0.002	定量下限値未満	
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	0.002	定量下限値未満	
チウラム	mg/L	0.06	0.006	定量下限値未満	
シマジン	mg/L	0.03	0.001	定量下限値未満	
チオベンカルブ	mg/L	0.2	0.005	定量下限値未満	
ベンゼン	mg/L	0.1	0.002	定量下限値未満	
セレン	mg/L	0.1	0.002	定量下限値未満	
弗素	mg/L	15	0.13	定量下限値未満	
ホウ素	mg/L	50	0.01	0.81	
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	5 ※2	1	定量下限値未満	
フェノール類	mg/L	5	0.05	定量下限値未満	
銅	mg/L	3	0.01	定量下限値未満	
亜鉛	mg/L	2	0.01	定量下限値未満	
溶解性鉄	mg/L	10	0.03	定量下限値未満	
溶解性マンガン	mg/L	10	0.005	定量下限値未満	
クロム	mg/L	2	0.02	定量下限値未満	
大腸菌群数	個/L	3000	—	0	
全窒素	mg/L	—	0.3	1.8	
全磷	mg/L	—	0.06	定量下限値未満	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸性化合物及び硝酸性化合物	mg/L	200	0.2	1.4	

※1 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 別表第1

※2 鉱物油の場合。動植物油の基準値は10mg/L

※ 「定量下限値未満」とは、分析方法による検出限界を表す。

※ 水素イオン濃度 (pH)については単位なし。